

令和7年度 血圧計導入促進助成事業実施要領

令和7年4月1日
一般社団法人徳島県トラック協会

1. 予算額

令和7年度 0円（※全ト協予算で対応するため）

2. 助成対象機器等

管理用医療機器かつ特定保守管理医療機器である全自動血圧計（業務用）とし、全ト協が定める基準を満たす機器を導入した会員事業者（※中小企業者）とする。

※中小企業者とは、中小企業庁の解釈により、下記のいずれかとする。

- ・ 資本金の額または出資の総額が3億円以下の会社
- ・ 常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人

3. 助成額

助成額は、以下のとおりとする。

◆全ト協 取得価格の1/2（上限50,000円/1台）

※助成額を計算する上での取得価格は消費税を除くこと

※全ト協予算終了後、県ト協予算で対応（※助成額は全ト協に同じ）

4. 助成台数

助成台数は制限なしとする。

5. 実施期間等

申込受付期間は、令和7年4月1日～令和8年3月3日までとする。

期間中に購入、支払等が全て完了し助成金申請書が提出できること。

※受付期間内であっても当年度の予算額に達した時点で受付を終了することとする。

6. 交付要綱

「血圧計導入促進助成金交付要綱」のとおり

血圧計導入促進助成金交付要綱

平成30年4月1日 制定
一般社団法人 徳島県トラック協会

（目 的）

第1条 一般社団法人徳島県トラック協会（以下「協会」という。）は、過労死や健康起因事故の原因となる、脳・心臓疾患の要因となる高血圧の予防に血圧測定が重要であることから、乗務前点呼時等に活用できる高機能な血圧計の導入に対して助成金を交付する。

（対象機器）

第2条 助成の対象となる血圧計は、管理医療機器かつ特定保守管理医療機器である全自動血圧計（業務用）とし、助成対象機器としての適否の判定基準は、公益社団法人全日本トラック協会が定める基準を満たす機器とする。

（助成対象）

第3条 新たに第2条の対象機器を導入する会員事業者（以下「事業者」という。）の導入費用に対して助成を行う。

（助成金の交付額）

第4条 助成金の交付額は、毎年実施要領で定めることとする。

（助成台数）

第5条 1事業者に対する助成台数は、毎年実施要領で定めることとする。

（助成金の請求）

第6条 事業者は、毎年実施要領で定める申請受付期間中に、様式1の「血圧計導入促進助成金交付申請書」により、添付書類とともに協会に対して助成金を請求しなければならない。

但し、請求は受付順とし、予算額に達した時点で終了するものとする。

（助成金交付）

第7条 協会は、前条の「血圧計導入促進助成金交付申請書」の提出があったときは、速やかにその申請書を審査し条件に適合すると認めたときは、事業者に対して、助成金を交付する。

（財産の処分制限）

第8条 事業者は、交付対象となった機器が導入の日から起算して6年を経過するまでの

期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保（以下「処分」という。）
に供してはならない。但し、あらかじめ協会の承認を得た場合はこの限りではない。

（その他必要な事項）

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、協会
が別にこれを定める。